

議案第 5 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職
手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 週休日等以外の日の午後 1 0 時から午後 1 2 時が新たに管理職員特別勤務手当の支給対象となったことに伴い、手当の支給等に関し関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

1 改正理由

「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年北九州市条例第 51 号）」（以下「改正条例」という。）施行により、管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間が「午後 10 時から翌日の午前 5 時まで」（改正前：午前零時から午前 5 時まで）に改正されたことに伴い、手当の支給等に関し必要な事項を定めた「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 29 年教育委員会規則第 8 号）」の一部を下記のとおり改正するもの。

2 改正する内容

週休日等以外の日から週休日等に引き続いて勤務した場合の勤務を週休日等の勤務とみなし、週休日等以外の日に係る手当を支給しないものとする。

3 施行期日

公布の日から施行（令和 7 年 4 月 1 日（改正条例施行日）適用）

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項を次のように改める。

4 次に掲げる場合には、教職員給与条例第 30 条第 2 項の規定による手当は支給しない。この場合において、教職員がした同項に規定する勤務は、同条第 1 項に規定する勤務とみなす。

（１） 教職員給与条例第 30 条第 1 項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第 2 項に規定する勤務をした場合

（２） 教職員給与条例第 30 条第 2 項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第 1 項に規定する勤務をした場合

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 4 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

新	旧
(管理職員特別勤務手当) 第3条 略 2 略 3 略 <u>4 次に掲げる場合には、教職員給与条例第30条第2項の規定による手当は支給しない。この場合において、教職員がした同項に規定する勤務は、同条第1項に規定する勤務とみなす。</u> <u>(1) 教職員給与条例第30条第1項に規定する勤務をした後、引き続き同条第2項に規定する勤務をした場合</u> <u>(2) 教職員給与条例第30条第2項に規定する勤務をした後、引き続き同条第1項に規定する勤務をした場合</u>	(管理職員特別勤務手当) 第3条 略 2 略 3 略 <u>4 教職員給与条例第30条第1項に規定する勤務をした後、引き続き同条第2項に規定する勤務をした教職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による手当は支給しない。</u>